

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

実施機関

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が平成29年9月21日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第3号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年8月31日付けで、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「加須市空家等対策計画第4章の3の（2）に基づいて作成されたデータベースの中で私の所有家屋に係る記載内容の全て」について、行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成29年9月14日付けで、本件公開請求は個人を特定したものであり、本件公開請求に係る行政情報（以下「対象行政情報」という。）の存在の有無を答えること自体が、当該個人の情報を公開することとなるため、本件公開請求を拒否するとして、条例第11条第2項の規定により対象行政情報を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成29年9月21日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めて本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次のとおり主張し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めている。

- (1) 審査請求人は、実際に違法文書を郵送されて心身等に多大の損害を受けた被害者であり、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当する事案である。
- (2) 非公開理由は、非公開規定を適用できる理由になっていない。

2 実施機関の主張

実施機関は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 加須市空家等対策計画第4章の3の(2)に基づいて作成されたデータベース(以下「空家等管理システム」という。)には、家屋に係る情報が記載されているが、その中には、当該家屋及び当該家屋が存する土地の所有者及び納税義務者の情報が含まれており、当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。
- (2) 本件公開請求は、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。したがって、対象行政情報の存在の有無を答えること自体が、特定の個人が所有する家屋に係る情報が空家等管理システムに登録されているか否かを公表することとなり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件公開請求を拒否したものである。
- (3) 審査請求人は、違法文書を郵送されて心身等に多大な損害を受けた被害者であることを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、本件公開請求と審査請求人が主張する審査請求人の健康状態との直接的な因果関係は不明であり、審査請求人の主張は受け入れられない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例第7条第1項第2号について

ア 条例第7条第1項第2号本文は、「個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(中略)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定し、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めている。

イ 一方で、条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいては、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮しても公開する必要性が認められるものについては、公開することを定めている。

(2) 条例第10条について

ア 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 行政情報の公開請求に対しては、本来は当該公開請求に関する行政情報を特定した上で、行政情報が存在している場合は公開又は非公開の決定が行われ、行政情報が存在しない場合は不存在を理由として非公開の決定が行われることが原則である。しかし、公開請求が特定の個人を指定したもの等である場合、当該公開請求に係る行政情報の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を公開することとなり、当該非公開情報により保護される利益が害される場合がある。このような場合において、条例第10条は、行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

2 本件処分について

(1) 市が実施する空家等の実態把握について

ア 市は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定し、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

イ 当該実態把握について、市では、新たに発生する空家等の早期発見とその状況を把握するため、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体に空家等の情報提供を依頼し、空家等の可能性がある家屋について「新たに発生した空家リスト」により情報提供を受けている。

その後、市が敷地外からの外観目視によりその状況等を確認し、空家等管理システムに登載するとともに、当該家屋の所有者等に対し、その使用状況や今後の利活用に対する意向等についてのアンケートを実施し、空家等であるか否かを確認しているものである。

(2) 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

対象行政情報は、前記(1)の市が実施する空家等の実態把握に係る文書のうち、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。

したがって、対象行政情報が存在しているか否かを答えることで、特定の個人及び当該特定の個人が所有する家屋が、市が実施する空家等の実態把握の対象と

なったか否かという事実に関する情報を明らかにすることとなる。

当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当することが認められ、同号ただし書アからウまでに規定する公開すべき情報のいずれにも該当しない。

(3) 条例第10条の該当性について

本件公開請求に対し、特定の個人を指定した対象行政情報の存在を前提に公開又は非公開の決定をした場合は、当該特定の個人に係る事実に関する情報があったことを明らかにすることとなり、不存在を理由として非公開の決定をした場合は、その事実がなかったことを明らかにすることとなる。

したがって、対象行政情報の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第2号本文に規定する非公開とすべき「個人に関する情報」を公開することとなるので、条例第10条の規定に基づき、対象行政情報の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否するとして行った本件処分は、妥当である。

(4) 本人からの個人に関する情報の公開請求について

条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはなく、公開はしないものである。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、違法文書を郵送されて心身等に多大な損害を受けた被害者であることを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、この主張には理由がなく、認めることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月2日

加須市長 大橋良一

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

実施機関

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が平成29年9月21日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第4号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年8月31日付けで、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成28年12月15日付け加交発第195号に基づいて自治協力団体代表者からの報告書「新たに発生した空き家リスト」の中で私の所有家屋に係る記載内容の全て」について、行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成29年9月14日付けで、本件公開請求は個人を特定したものであり、本件公開請求に係る行政情報（以下「対象行政情報」という。）の存在の有無を答えること自体が、当該個人の情報を公開することとなるため、本件公開請求を拒否するとして、条例第11条第2項の規定により対象行政情報を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成29年9月21日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めて本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次のとおり主張し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めている。

- (1) 審査請求人は、実際に違法文書を郵送されて心身等に多大の損害を受けた被害者であり、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当する事案である。
- (2) 非公開理由は、非公開規定を適用する理由になっていない。

2 実施機関の主張

実施機関は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 平成28年12月15日付け加交発第195号に基づいて自治協力団体代表者からの報告書「新たに発生した空き家リスト」（以下「空き家リスト」という。）には、新たに発生した空き家に係る情報が記載されているが、その中には、家屋の所有者等の情報が含まれており、当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。
- (2) 本件公開請求は、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。したがって、対象行政情報の存在の有無を答えること自体が、家屋の所有者等の情報が空き家リストに記載されているか否かを公表することとなり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件公開請求を拒否したものである。
- (3) 審査請求人は、違法文書を郵送されて心身等に多大な損害を受けた被害者であることを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、本件公開請求と審査請求人が主張する審査請求人の健康状態との直接的な因果関係は不明であり、審査請求人の主張は受け入れられない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例第7条第1項第2号について

ア 条例第7条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定し、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めている。

イ 一方で、条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいては、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮しても公開する必要性が認められるものについては、公開することを定めている。

(2) 条例第10条について

ア 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 行政情報の公開請求に対しては、本来は当該公開請求に関する行政情報を特定した上で、行政情報が存在している場合は公開又は非公開の決定が行われ、行政情報が存在しない場合は不存在を理由として非公開の決定が行われることが原則である。しかし、公開請求が特定の個人を指定したもの等である場合、当該公開請求に係る行政情報の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を公開することとなり、当該非公開情報により保護される利益が害される場合がある。このような場合において、条例第10条は、行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

2 本件処分について

(1) 市が実施する空家等の実態把握について

ア 市は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定し、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

イ 当該実態把握について、市では、新たに発生する空家等の早期発見とその状況を把握するため、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体に空家等の情報提供を依頼し、空家等の可能性がある家屋について空家リストにより情報提供を受けている。

その後、市が敷地外からの外観目視によりその状況等を確認し、「空家等管理システム」に登載するとともに、当該家屋の所有者等に対し、その使用状況や今後の利活用に対する意向等についてのアンケートを実施し、空家等であるか否かを確認しているものである。

(2) 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

対象行政情報は、前記(1)の市が実施する空家等の実態把握に係る文書のうち、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。

したがって、対象行政情報が存在しているか否かを答えることで、特定の個人及び当該特定の個人が所有する家屋が、市が実施する空家等の実態把握の対象と

なったか否かという事実に関する情報を明らかにすることとなる。

当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当することが認められ、同号ただし書アからウまでに規定する公開すべき情報のいずれにも該当しない。

(3) 条例第10条の該当性について

本件公開請求に対し、特定の個人を指定した対象行政情報の存在を前提に公開又は非公開の決定をした場合は、当該特定の個人に係る事実に関する情報があったことを明らかにすることとなり、不存在を理由として非公開の決定をした場合は、その事実がなかったことを明らかにすることとなる。

したがって、対象行政情報の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第2号本文に規定する非公開とすべき「個人に関する情報」を公開することとなるので、条例第10条の規定に基づき、対象行政情報の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否するとして行った本件処分は、妥当である。

(4) 本人からの個人に関する情報の公開請求について

条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはなく、公開はしないものである。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、違法文書を郵送されて心身等に多大な損害を受けた被害者であることを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、この主張には理由がなく、認めることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月2日

加須市長 大橋良一

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

実施機関

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が平成29年9月21日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第5号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年8月31日付けで、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「加須市交通防犯課から「加須市空家等の意向に関するアンケートのご協力をお願い」その他資料を平成29年8月7日に審査請求人宅に郵送した行政事務執行に係る起案・決裁文書」について、行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成29年9月14日付けで、本件公開請求は個人を特定したものであり、本件公開請求に係る行政情報（以下「対象行政情報」という。）の存在の有無を答えること自体が、当該個人の情報を公開することとなるため、本件公開請求を拒否するとして、条例第11条第2項の規定により対象行政情報を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成29年9月21日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めて本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次のとおり主張し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めている。

- (1) 審査請求人は、実際に違法文書を郵送されて心身等に多大の損害を受けた被害者であり、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当する事案である。
- (2) 非公開理由は、非公開規定を適用する理由になっていない。

2 実施機関の主張

実施機関は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 「加須市空家等の意向に関するアンケートのご協力をお願い」その他資料の行政事務執行に係る起案・決裁文書には、空家等の可能性がある家屋として新たに確認した家屋の所有者等にアンケートを送付するに当たり必要な情報が記載されているが、その中には、家屋の所有者等の住所、氏名等の情報が含まれており、当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。
- (2) 本件公開請求は、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。したがって、対象行政情報の存在の有無を答えること自体が、特定の個人宅にアンケート等を送付した情報があるか否かを公表することとなり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件公開請求を拒否したものである。
- (3) 審査請求人は、違法文書を郵送されて心身等に多大な損害を受けた被害者であることを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、本件公開請求と審査請求人が主張する審査請求人の健康状態との直接的な因果関係は不明であり、審査請求人の主張は受け入れられない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例第7条第1項第2号について

ア 条例第7条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある

もの」を非公開情報と規定し、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めている。

イ 一方で、条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいては、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮しても公開する必要性が認められるものについては、公開することを定めている。

(2) 条例第10条について

ア 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 行政情報の公開請求に対しては、本来は当該公開請求に関する行政情報を特定した上で、行政情報が存在している場合は公開又は非公開の決定が行われ、行政情報が存在しない場合は不存在を理由として非公開の決定が行われることが原則である。しかし、公開請求が特定の個人を指定したもの等である場合、当該公開請求に係る行政情報の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を公開することとなり、当該非公開情報により保護される利益が害される場合がある。このような場合において、条例第10条は、行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

2 本件処分について

(1) 市が実施する空家等の実態把握について

ア 市は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定し、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

イ 当該実態把握について、市では、新たに発生する空家等の早期発見とその状況を把握するため、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体に空家等の情報提供を依頼し、空家等の可能性がある家屋について「新たに発生した空家リスト」により情報提供を受けている。

その後、市が敷地外からの外観目視によりその状況等を確認し、「空家等管理システム」に登載するとともに、当該家屋の所有者等に対し、その使用状況や今後の利活用に対する意向等についてのアンケートを実施し、空家等であるか否かを確認しているものである。

(2) 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

対象行政情報は、前記(1)の市が実施する空家等の実態把握に係る文書のうち、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。

したがって、対象行政情報が存在しているか否かを答えることで、特定の個人及び当該特定の個人が所有する家屋が、市が実施する空家等の実態把握の対象となったか否かという事実に関する情報を明らかにすることとなる。

当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当することが認められ、同号ただし書アからウまでに規定する公開すべき情報のいずれにも該当しない。

(3) 条例第10条の該当性について

本件公開請求に対し、特定の個人を指定した対象行政情報の存在を前提に公開又は非公開の決定をした場合は、当該特定の個人に係る事実に関する情報があったことを明らかにすることとなり、不存在を理由として非公開の決定をした場合は、その事実がなかったことを明らかにすることとなる。

したがって、対象行政情報の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第2号本文に規定する非公開とすべき「個人に関する情報」を公開することとなるので、条例第10条の規定に基づき、対象行政情報の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否するとして行った本件処分は、妥当である。

(4) 本人からの個人に関する情報の公開請求について

条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはなく、公開はしないものである。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、違法文書を郵送されて心身等に多大な損害を受けた被害者であることを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、この主張には理由がなく、認めることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月2日

加須市長 大 橋 良 一

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

実施機関

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が平成29年9月25日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する一部公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する一部公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第6号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年8月31日付けで、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成29年1月開催の自治協力団体連合会役員会並びに平成29年4月開催の自治協力団体連絡協議会に係る議事録及び会議資料」について、行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成29年9月14日付けで、条例第11条第1項の規定により、次の表のとおり行政情報の一部を公開する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

公開しない部分	公開しない理由
(1) 平成29年1月開催の自治協力団体連合会役員会並びに平成29年4月開催の自治協力団体連絡協議会に係る議事録	条例第11条第2項に該当するため（本件公開請求に係る行政情報が存在しないため）
(2) 次に掲げる行政情報のうち、個人情報に該当する部分 ア 加須市自治協力団体連合会視察研修会	条例第7条第1項第2号本文に該当するため（特定の個人が識別される個人に関する情報

参加者名簿	であるため)
イ 平成29年度加須市自治協力団体連絡協議会次第	
ウ 平成29年度空家状況一覧	
エ 平成29年度自治協力団体要望回答表	

- 3 審査請求人は、平成29年9月25日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、審査請求人の所有家屋に係る「空家所在地」の公開決定を求めて本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次のとおり主張し、本件処分を取り消し、審査請求人の所有家屋に係る「空家所在地」の公開決定を求めている。

- (1) 審査請求人の所有家屋に係る「空家所在地」の情報は、審査請求人自身に関する個人情報であり、また、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当する事案である。
- (2) 一部公開決定通知書の非公開理由は、条例第7条の規定を適用できる理由とはなっていない。
- (3) 公開請求者は、違法に空家等認定された被害者である。

2 実施機関の主張

実施機関は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 審査請求人は、審査請求人の所有家屋に係る「空家所在地」の公開決定を求めているが、これは、平成29年度加須市自治協力団体連絡協議会において〇〇〇〇区長に配布した「平成29年度空家状況一覧(以下「対象行政情報」という。)」が該当するものと考えられる。
- (2) 対象行政情報には、空家の可能性がある家屋の所在地が記載されているが、これは、特定の個人が家屋を所有しているという当該個人の生活に関する情報であり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。
- (3) 審査請求人は、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当するため、対象行政情報の公開を求めているが、保護されるべき個人に関する情報に優越して対象行政情報を公開すべき合理的な理由は認められず、審査請求人の主張は受け入れられない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 条例第7条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定し、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めている。
- (2) 一方で、条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいては、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮しても公開する必要性が認められるものについては、公開することを定めている。このうち、審査請求人が該当すると主張する条例第7条第1項第2号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を非公開情報から除外している。

2 本件処分について

(1) 対象行政情報について

ア 市は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定し、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

イ 当該実態把握について、市では、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体から空家等の可能性がある家屋の情報提供を受けている。

また、市は、平成27年11月19日に加須市自治協力団体連合会等と、空家対策等に関する協定書を締結し、当該協定書において、空家対策に関し必要な情報を可能な限り共有することとしている。

ウ 対象行政情報は、空家等の可能性がある家屋の情報提供を受けた自治協力団体に対し、当該情報提供を受けた後に実施した市の調査の結果を踏まえた当該家屋の状況について、情報共有のために配布をしたものである。

(2) 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

対象行政情報には、12月1日を基準日とした空家等の実態調査において把握した空家等の可能性がある家屋の所在地（以下「家屋の所在地」という。）が記載されているが、家屋の所在地自体からは直接、特定の個人を識別することはできない。

しかし、何人も写しの交付を受けることができる登記事項証明書や市販されている住宅地図等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる。

したがって、家屋の所在地は、条例第7条第1項第2号本文において「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とされている個人に関する情報であると認められる。

(3) 条例第7条第1項第2号ただし書イの該当性について

次に、家屋の所在地の条例第7条第1項第2号ただし書イの該当性について検討する。

家屋の所在地については、これを公開することにより保護される審査請求人の権利利益が、非公開とすることにより保護される個人の権利利益に優先するとは認められないから、条例第7条第1項第2号ただし書イには該当しないものである。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求人の所有家屋に係る「空家所在地」の情報（以下「自己情報」という。）は審査請求人自身に関する個人情報であるとして、自己情報の公開決定を求めている。

しかし、条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはなく、公開はしないものである。

なお、審査請求人のその他の主張については、理由がなく、認めることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月2日

加須市長 大橋良一

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

実施機関

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が平成29年10月12日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第7号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年9月25日付けで、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成29年4月27日開催の加須市自治協力団体連絡協議会において○○○○区長へ「平成29年度空家状況一覧」を配布して審査請求人所有家屋に係る個人情報を外部提供したことについて個人情報保護条例第7条に従って適正処理したことを証明できる資料」について、行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成29年10月4日付けで、本件公開請求は個人を特定したものであり、本件公開請求に係る行政情報（以下「対象行政情報」という。）の存在の有無を答えること自体が、当該個人の情報を公開することとなるため、本件公開請求を拒否するとして、条例第11条第2項の規定により対象行政情報を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成29年10月12日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めて本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件公開請求は個人情報の外部提供に当たって加須市個人情報保護条例（平成22年加須市条例第10号）第7条に基づく行政事務が適正に執行されたか否かを事実確認するためであると主張し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めている。

2 実施機関の主張

実施機関は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) ○○○○区長へ「平成29年度空家状況一覧」を配布して審査請求人所有家屋に係る個人情報を外部提供したことについて加須市個人情報保護条例第7条に従って適正処理したことを証明できる資料には、空家の可能性がある家屋の所在地が記載されているが、これは、特定の個人が家屋を所有しているという当該個人の生活に関する情報であり、当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。
- (2) 本件公開請求は、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。したがって、対象行政情報の存在の有無を答えること自体が、特定の個人が所有する家屋に係る情報が○○○○区長へ配布した「平成29年度空家状況一覧」に記載されているか否かを公表することとなり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件公開請求を拒否したものである。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例第7条第1項第2号について

ア 条例第7条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定し、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めている。

イ 一方で、条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいては、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮し

ても公開する必要性が認められるものについては、公開することを定めている。

(2) 条例第10条について

ア 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 行政情報の公開請求に対しては、本来は当該公開請求に関する行政情報を特定した上で、行政情報が存在している場合は公開又は非公開の決定が行われ、行政情報が存在しない場合は不存在を理由として非公開の決定が行われることが原則である。しかし、公開請求が特定の個人を指定したもの等である場合、当該公開請求に係る行政情報の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を公開することとなり、当該非公開情報により保護される利益が害される場合がある。このような場合において、条例第10条は、行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

2 本件処分について

(1) 市が実施する空家等の実態把握について

ア 市は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定し、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

イ 当該実態把握について、市では、新たに発生する空家等の早期発見とその状況を把握するため、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体に空家等の情報提供を依頼し、空家等の可能性がある家屋について「新たに発生した空家リスト」により情報提供を受けている。

その後、市が敷地外からの外観目視によりその状況等を確認し（以下「市による調査」という。）、「空家等管理システム」に登載するとともに、当該家屋の所有者等に対し、その使用状況や今後の利活用に対する意向等についてのアンケートを実施し、空家等であるか否かを確認している。

さらに、加須市自治協力団体連合会等との空家対策等に関する協定書に基づき、空家等の可能性がある家屋の情報提供を受けた自治協力団体に対し、情報共有を目的として、市による調査の結果を踏まえた当該家屋の状況を「空家状況一覧」として配布しているものである。

(2) 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

対象行政情報は、前記(1)の市が実施する空家等の実態把握に係る文書のうち、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。

したがって、対象行政情報が存在しているか否かを答えることで、特定の個人及び当該特定の個人が所有する家屋が、市が実施する空家等の実態把握の対象となったか否かという事実に関する情報を明らかにすることとなる。

当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当することが認められ、同号ただし書アからウまでに規定する公開すべき情報のいずれにも該当しない。

(3) 条例第10条の該当性について

本件公開請求に対し、特定の個人を指定した対象行政情報の存在を前提に公開又は非公開の決定をした場合は、当該特定の個人に係る事実に関する情報があったことを明らかにすることとなり、不存在を理由として非公開の決定をした場合は、その事実がなかったことを明らかにすることとなる。

したがって、対象行政情報の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第2号本文に規定する非公開とすべき「個人に関する情報」を公開することとなるので、条例第10条の規定に基づき、対象行政情報の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否するとして行った本件処分は、妥当である。

(4) 本人からの個人に関する情報の公開請求について

条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはなく、公開はしないものである。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件公開請求は個人情報の外部提供に当たって加須市個人情報保護条例第7条に基づく行政事務が適正に執行されたか否かを事実確認するためのものであることを主張し、対象行政情報の公開を求めているが、本人による個人情報の請求は個人情報保護制度において行うべきものであるから、この主張には理由がなく、認めることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月2日

加須市長 大 橋 良 一

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

実施機関

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が平成29年11月1日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第8号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年10月12日付けで、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成28年12月1日を基準日として実施した空家等実態調査において審査請求人所有家屋について空家認定した具体的事由が確認できる資料の全て」について、行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成29年10月26日付けで、本件公開請求は個人を特定したものであり、本件公開請求に係る行政情報（以下「対象行政情報」という。）の存在の有無を答えること自体が、当該個人の情報を公開することとなるため、本件公開請求を拒否するとして、条例第11条第2項の規定により対象行政情報を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成29年11月1日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めて本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求人自身の所有家屋について違法に空家認定して所有権侵害した行政事務執行内容について公開請求するものであり、条例第7条第1項第2号を適用するのは不相当であり、むしろ同号ただし書イに該当する事案であると主張し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めている。

2 実施機関の主張

実施機関は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 市が空家等の実態を把握するに当たり保有している行政情報には、自治協力団体と連携し毎年12月1日を基準日として実施する空家等の実態調査等により収集した空家等の所有者等の情報が含まれており、当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。
- (2) 本件公開請求は、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。したがって、対象行政情報の存在の有無を答えること自体が、特定の個人が所有する家屋について、空家等の調査の実施の有無などを公表することとなり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件公開請求を拒否したものである。
- (3) 審査請求人は、審査請求人の所有家屋を違法に空家認定して所有権を侵害したことを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、審査請求人という特定の個人の所有家屋が空家認定されたか否かを答えることはできないし、市の調査に基づく空家等の実態の把握が所有権の侵害に当たるという主張は理由がなく、受け入れられない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例第7条第1項第2号について

ア 条例第7条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定し、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めている。

イ 一方で、条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいては、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮し

ても公開する必要性が認められるものについては、公開することを定めている。

(2) 条例第10条について

ア 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 行政情報の公開請求に対しては、本来は当該公開請求に関する行政情報を特定した上で、行政情報が存在している場合は公開又は非公開の決定が行われ、行政情報が存在しない場合は不存在を理由として非公開の決定が行われることが原則である。しかし、公開請求が特定の個人を指定したもの等である場合、当該公開請求に係る行政情報の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を公開することとなり、当該非公開情報により保護される利益が害される場合がある。このような場合において、条例第10条は、行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

2 本件処分について

(1) 市が実施する空家等の実態把握について

ア 市は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定し、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

イ 当該実態把握について、市では、新たに発生する空家等の早期発見とその状況を把握するため、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体に空家等の情報提供を依頼し、空家等の可能性がある家屋について「新たに発生した空家リスト」により情報提供を受けている。

その後、市が敷地外からの外観目視によりその状況等を確認し、「空家等管理システム」に登載するとともに、当該家屋の所有者等に対し、その使用状況や今後の利活用に対する意向等についてのアンケートを実施し、空家等であるか否かを確認しているものである。

(2) 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

対象行政情報は、前記(1)の市が実施する空家等の実態把握に係る文書のうち、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。

したがって、対象行政情報が存在しているか否かを答えることで、特定の個人及び当該特定の個人が所有する家屋が、市が実施する空家等の実態把握の対象となったか否かという事実に関する情報を明らかにすることとなる。

当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する「個人に関する情報」で

あって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当することが認められ、同号ただし書アからウまでに規定する公開すべき情報のいずれにも該当しない。

(3) 条例第10条の該当性について

本件公開請求に対し、特定の個人を指定した対象行政情報の存在を前提に公開又は非公開の決定をした場合は、当該特定の個人に係る事実に関する情報があったことを明らかにすることとなり、不存在を理由として非公開の決定をした場合は、その事実がなかったことを明らかにすることとなる。

したがって、対象行政情報の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第2号本文に規定する非公開とすべき「個人に関する情報」を公開することとなるので、条例第10条の規定に基づき、対象行政情報の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否するとして行った本件処分は、妥当である。

(4) 本人からの個人に関する情報の公開請求について

条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはなく、公開はしないものである。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、実施機関が審査請求人の所有家屋を違法に空家認定して所有権を侵害したことを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、この主張には理由がなく、認めることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月2日

加須市長 大橋良一

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

実施機関

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が平成29年11月1日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第9号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年10月12日付けで、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成28年12月1日を基準日とした空家等実態調査に基づいて審査請求人所有家屋を空家と認定したことの事務決裁処理を確認できる資料の全て」について、行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成29年10月26日付けで、本件公開請求は個人を特定したものであり、本件公開請求に係る行政情報（以下「対象行政情報」という。）の存在の有無を答えること自体が、当該個人の情報を公開することとなるため、本件公開請求を拒否するとして、条例第11条第2項の規定により対象行政情報を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成29年11月1日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めて本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求人自身の所有家屋について違法に空家認定して所有権侵害した行政事務執行内容について公開請求するものであり、条例第7条第1項第2号を適用するのは不適切であり、むしろ同号ただし書イに該当する事案であると主張し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めている。

2 実施機関の主張

実施機関は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 市が空家等の実態を把握するに当たり保有している行政情報には、自治協力団体と連携し毎年12月1日を基準日として実施する空家等の実態調査等により収集した空家等の所有者等の情報が含まれており、当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。
- (2) 本件公開請求は、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。したがって、対象行政情報の存在の有無を答えること自体が、特定の個人が所有する家屋について、空家等の調査の実施の有無などを公表することとなり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件公開請求を拒否したものである。
- (3) 審査請求人は、審査請求人の所有家屋を違法に空家認定して所有権を侵害したことを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、審査請求人という特定の個人の所有家屋が空家認定されたか否かを答えることはできないし、市の調査に基づく空家等の実態の把握が所有権の侵害に当たるという主張は理由がなく、受け入れられない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例第7条第1項第2号について

ア 条例第7条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定し、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めている。

イ 一方で、条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいては、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮し

ても公開する必要性が認められるものについては、公開することを定めている。

(2) 条例第10条について

ア 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 行政情報の公開請求に対しては、本来は当該公開請求に関する行政情報を特定した上で、行政情報が存在している場合は公開又は非公開の決定が行われ、行政情報が存在しない場合は不存在を理由として非公開の決定が行われることが原則である。しかし、公開請求が特定の個人を指定したもの等である場合、当該公開請求に係る行政情報の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を公開することとなり、当該非公開情報により保護される利益が害される場合がある。このような場合において、条例第10条は、行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

2 本件処分について

(1) 市が実施する空家等の実態把握について

ア 市は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定し、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

イ 当該実態把握について、市では、新たに発生する空家等の早期発見とその状況を把握するため、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体に空家等の情報提供を依頼し、空家等の可能性がある家屋について「新たに発生した空家リスト」により情報提供を受けている。

その後、市が敷地外からの外観目視によりその状況等を確認し、「空家等管理システム」に登載するとともに、当該家屋の所有者等に対し、その使用状況や今後の利活用に対する意向等についてのアンケートを実施し、空家等であるか否かを確認しているものである。

(2) 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

対象行政情報は、前記(1)の市が実施する空家等の実態把握に係る文書のうち、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。

したがって、対象行政情報が存在しているか否かを答えることで、特定の個人及び当該特定の個人が所有する家屋が、市が実施する空家等の実態把握の対象となったか否かという事実に関する情報を明らかにすることとなる。

当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する「個人に関する情報」で

あって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当することが認められ、同号ただし書アからウまでに規定する公開すべき情報のいずれにも該当しない。

(3) 条例第10条の該当性について

本件公開請求に対し、特定の個人を指定した対象行政情報の存在を前提に公開又は非公開の決定をした場合は、当該特定の個人に係る事実に関する情報があったことを明らかにすることとなり、不存在を理由として非公開の決定をした場合は、その事実がなかったことを明らかにすることとなる。

したがって、対象行政情報の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第2号本文に規定する非公開とすべき「個人に関する情報」を公開することとなるので、条例第10条の規定に基づき、対象行政情報の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否するとして行った本件処分は、妥当である。

(4) 本人からの個人に関する情報の公開請求について

条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはなく、公開はしないものである。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、実施機関が審査請求人の所有家屋を違法に空家認定して所有権を侵害したことを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、この主張には理由がなく、認めることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月2日

加須市長 大橋良一

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

実施機関

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が平成29年11月1日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第10号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年10月12日付けで、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成29年8月7日着で交通防犯課から審査請求人宅へ郵送した空家等関係資料4点それぞれの送付目的及び理由について確認できる資料の全て」について、行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成29年10月26日付けで、本件公開請求は個人を特定したものであり、本件公開請求に係る行政情報（以下「対象行政情報」という。）の存在の有無を答えること自体が、当該個人の情報を公開することとなるため、本件公開請求を拒否するとして、条例第11条第2項の規定により対象行政情報を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成29年11月1日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めて本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求人自身の所有家屋に係る違法な空家認定に基づく資料郵送という行政事務執行内容について公開請求するものであり、条例第7条第1項第2号を適用するのは不適切であり、むしろ同号ただし書イに該当する事案であると主張し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めている。

2 実施機関の主張

実施機関は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 空家等の可能性がある家屋として新たに確認した家屋の所有者等へのアンケートに係る文書には、当該所有者等の住所、氏名等の情報が含まれており、当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。
- (2) 本件公開請求は、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。したがって、対象行政情報の存在の有無を答えること自体が、特定の家屋の所有者等にアンケート等を送付した情報があるか否かを公表することとなり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件公開請求を拒否したものである。
- (3) 審査請求人は、審査請求人の所有家屋を違法に空家認定したことを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、審査請求人という特定の個人にアンケートを送付した情報の有無を答えることはできないし、違法な空家認定であるため、同規定に該当するという主張は理由がなく、受け入れられない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例第7条第1項第2号について

ア 条例第7条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定し、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めている。

イ 一方で、条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいては、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮し

ても公開する必要性が認められるものについては、公開することを定めている。

(2) 条例第10条について

ア 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 行政情報の公開請求に対しては、本来は当該公開請求に関する行政情報を特定した上で、行政情報が存在している場合は公開又は非公開の決定が行われ、行政情報が存在しない場合は不存在を理由として非公開の決定が行われることが原則である。しかし、公開請求が特定の個人を指定したもの等である場合、当該公開請求に係る行政情報の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を公開することとなり、当該非公開情報により保護される利益が害される場合がある。このような場合において、条例第10条は、行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

2 本件処分について

(1) 市が実施する空家等の実態把握について

ア 市は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定し、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

イ 当該実態把握について、市では、新たに発生する空家等の早期発見とその状況を把握するため、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体に空家等の情報提供を依頼し、空家等の可能性がある家屋について「新たに発生した空家リスト」により情報提供を受けている。

その後、市が敷地外からの外観目視によりその状況等を確認し、「空家等管理システム」に登載するとともに、当該家屋の所有者等に対し、その使用状況や今後の利活用に対する意向等についてのアンケートを実施し、空家等であるか否かを確認しているものである。

(2) 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

対象行政情報は、前記(1)の市が実施する空家等の実態把握に係る文書のうち、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。

したがって、対象行政情報が存在しているか否かを答えることで、特定の個人及び当該特定の個人が所有する家屋が、市が実施する空家等の実態把握の対象となったか否かという事実に関する情報を明らかにすることとなる。

当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する「個人に関する情報」で

あって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当することが認められ、同号ただし書アからウまでに規定する公開すべき情報のいずれにも該当しない。

(3) 条例第10条の該当性について

本件公開請求に対し、特定の個人を指定した対象行政情報の存在を前提に公開又は非公開の決定をした場合は、当該特定の個人に係る事実に関する情報があったことを明らかにすることとなり、不存在を理由として非公開の決定をした場合は、その事実がなかったことを明らかにすることとなる。

したがって、対象行政情報の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第2号本文に規定する非公開とすべき「個人に関する情報」を公開することとなるので、条例第10条の規定に基づき、対象行政情報の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否するとして行った本件処分は、妥当である。

(4) 本人からの個人に関する情報の公開請求について

条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはなく、公開はしないものである。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、実施機関が審査請求人の所有家屋を違法に空家認定したことを主張し、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、この主張には理由がなく、認めることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月2日

加須市長 大橋 良一

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

実施機関

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が平成29年11月1日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第11号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年10月12日付けで、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成29年8月10日に交通防犯課窓口で、審査請求人所有家屋を「区長報告に基づいて現地調査した市担当職員の主観で空家と判定した」と担当主幹が断言したが、その説明根拠を確認できる資料の全て」について、行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成29年10月26日付けで、本件公開請求は個人を特定したものであり、本件公開請求に係る行政情報（以下「対象行政情報」という。）の存在の有無を答えること自体が、当該個人の情報を公開することとなるため、本件公開請求を拒否するとして、条例第11条第2項の規定により対象行政情報を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成29年11月1日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めて本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、「現地調査した職員の主観で空家と判定した」という法令等規定に違背した奇弁で住民を門前払いするのは、条例の趣旨に違反する行為であり、条例第7条は適用できないと主張し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めている。

2 実施機関の主張

実施機関は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 市が空家等の実態を把握するに当たり保有している行政情報には、自治協力団体と連携し毎年12月1日を基準日として実施する空家等の実態調査等により収集した空家等の所有者等の情報が含まれており、当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。
- (2) 本件公開請求は、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。したがって、対象行政情報の存在の有無を答えること自体が、特定の個人が所有する家屋について、空家等の調査の実施の有無などを公表することとなり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件公開請求を拒否したものである。
- (3) 審査請求人は、現地調査した職員の主観で審査請求人所有家屋を空家と判定したという法令等規定に違背したものであり、条例第7条は適用できないものであると主張し、対象行政情報の公開を求めているが、審査請求人という特定の個人の所有家屋が空家と判定されたか否かを答えることはできないし、審査請求人の主張は理由がなく、受け入れられない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例第7条第1項第2号について

ア 条例第7条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定し、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めている。

イ 一方で、条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいては、一般的に

個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮しても公開する必要性が認められるものについては、公開することを定めている。

(2) 条例第10条について

ア 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 行政情報の公開請求に対しては、本来は当該公開請求に関する行政情報を特定した上で、行政情報が存在している場合は公開又は非公開の決定が行われ、行政情報が存在しない場合は不存在を理由として非公開の決定が行われることが原則である。しかし、公開請求が特定の個人を指定したもの等である場合、当該公開請求に係る行政情報の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を公開することとなり、当該非公開情報により保護される利益が害される場合がある。このような場合において、条例第10条は、行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

2 本件処分について

(1) 市が実施する空家等の実態把握について

ア 市は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定し、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

イ 当該実態把握について、市では、新たに発生する空家等の早期発見とその状況を把握するため、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体に空家等の情報提供を依頼し、空家等の可能性がある家屋について「新たに発生した空家リスト」により情報提供を受けている。

その後、市が敷地外からの外観目視によりその状況等を確認し、「空家等管理システム」に登載するとともに、当該家屋の所有者等に対し、その使用状況や今後の利活用に対する意向等についてのアンケートを実施し、空家等であるか否かを確認しているものである。

(2) 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

対象行政情報は、前記(1)の市が実施する空家等の実態把握に係る文書のうち、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。

したがって、対象行政情報が存在しているか否かを答えることで、特定の個人及び当該特定の個人が所有する家屋が、市が実施する空家等の実態把握の対象となったか否かという事実に関する情報を明らかにすることとなる。

当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当することが認められ、同号ただし書アからウまでに規定する公開すべき情報のいずれにも該当しない。

(3) 条例第10条の該当性について

本件公開請求に対し、特定の個人を指定した対象行政情報の存在を前提に公開又は非公開の決定をした場合は、当該特定の個人に係る事実に関する情報があったことを明らかにすることとなり、不存在を理由として非公開の決定をした場合は、その事実がなかったことを明らかにすることとなる。

したがって、対象行政情報の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第2号本文に規定する非公開とすべき「個人に関する情報」を公開することとなるので、条例第10条の規定に基づき、対象行政情報の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否するとして行った本件処分は、妥当である。

(4) 本人からの個人に関する情報の公開請求について

条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはなく、公開はしないものである。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、現地調査した職員の主観で審査請求人所有家屋を空家と判定したという法令等規定に違背したものであり、条例第7条は適用できないものであると主張し、対象行政情報の公開を求めているが、この主張には理由がなく、認めることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月2日

加須市長 大橋 良一

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

実施機関

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が平成29年11月1日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第12号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年10月12日付けで、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成29年8月29日に交通防犯課窓口で交通防犯課長が審査請求人所有家屋について「空家等認定を取り消す」と明言した事由、並びに認定取り消しの決裁権者を確認できる資料の全て」について、行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成29年10月26日付けで、本件公開請求は個人を特定したものであり、本件公開請求に係る行政情報（以下「対象行政情報」という。）の存在の有無を答えること自体が、当該個人の情報を公開することとなるため、本件公開請求を拒否するとして、条例第11条第2項の規定により対象行政情報を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成29年11月1日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めて本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、「空家認定取り消し」発言の事由並びに当該行為の決裁権者については、条例の趣旨に従って当然に説明すべき事案であり、条例第7条第1項第2号の適用は不適切であると主張し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めている。

2 実施機関の主張

実施機関は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 市が空家等の実態を把握するに当たり保有している行政情報には、自治協力団体と連携し毎年12月1日を基準日として実施する空家等の実態調査等により収集した空家等の所有者等の情報が含まれており、当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。
- (2) 本件公開請求は、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。したがって、対象行政情報の存在の有無を答えること自体が、特定の個人が所有する家屋について、空家等の調査の実施の有無などを公表することとなり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件公開請求を拒否したものである。
- (3) 審査請求人は、空家認定取り消し発言の事由等は、条例の趣旨に従って説明すべき事案であり、条例第7条第1項第2号の適用は不適切であると主張し、対象行政情報の公開を求めているが、審査請求人という特定の個人の所有家屋が空家と判定されたか否かを答えることはできないし、審査請求人の主張は理由がなく、受け入れられない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例第7条第1項第2号について

ア 条例第7条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定し、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを定めている。

イ 一方で、条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいては、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮しても公開する必要性が認められるものについては、公開することを定めている。

(2) 条例第10条について

ア 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 行政情報の公開請求に対しては、本来は当該公開請求に関する行政情報を特定した上で、行政情報が存在している場合は公開又は非公開の決定が行われ、行政情報が存在しない場合は不存在を理由として非公開の決定が行われることが原則である。しかし、公開請求が特定の個人を指定したもの等である場合、当該公開請求に係る行政情報の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を公開することとなり、当該非公開情報により保護される利益が害される場合がある。このような場合において、条例第10条は、行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

2 本件処分について

(1) 市が実施する空家等の実態把握について

ア 市は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定し、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

イ 当該実態把握について、市では、新たに発生する空家等の早期発見とその状況を把握するため、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体に空家等の情報提供を依頼し、空家等の可能性がある家屋について「新たに発生した空家リスト」により情報提供を受けている。

その後、市が敷地外からの外観目視によりその状況等を確認し、「空家等管理システム」に登載するとともに、当該家屋の所有者等に対し、その使用状況や今後の利活用に対する意向等についてのアンケートを実施し、空家等であるか否かを確認しているものである。

(2) 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

対象行政情報は、前記(1)の市が実施する空家等の実態把握に係る文書のうち、審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。

したがって、対象行政情報が存在しているか否かを答えることで、特定の個人及び当該特定の個人が所有する家屋が、市が実施する空家等の実態把握の対象と

なったか否かという事実に関する情報を明らかにすることとなる。

当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当することが認められ、同号ただし書アからウまでに規定する公開すべき情報のいずれにも該当しない。

(3) 条例第10条の該当性について

本件公開請求に対し、特定の個人を指定した対象行政情報の存在を前提に公開又は非公開の決定をした場合は、当該特定の個人に係る事実に関する情報があったことを明らかにすることとなり、不存在を理由として非公開の決定をした場合は、その事実がなかったことを明らかにすることとなる。

したがって、対象行政情報の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第2号本文に規定する非公開とすべき「個人に関する情報」を公開することとなるので、条例第10条の規定に基づき、対象行政情報の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否するとして行った本件処分は、妥当である。

(4) 本人からの個人に関する情報の公開請求について

条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはなく、公開はしないものである。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、空家認定取り消し発言の事由等は条例の趣旨に従って当然に説明すべき事案であり、条例第7条第1項第2号の適用は不適切であると主張し、対象行政情報の公開を求めているが、この主張には理由がなく、認めることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月2日

加須市長 大橋良一

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。